

次に、議席2番、飯田進君。

〔2番 飯田 進君登壇〕

○2番(飯田 進君) 皆さん、改めましてこんにちは。最後の質問ということで、初めての質問で大変緊張しております。皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、議席番号2番、飯田進。議長の許しを得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。私からは4項目ほど質問させていただきます。

まず1項目め、いまだ新型インフルエンザ感染が拡大流行している中、いよいよ当境町でも今週からインフルエンザワクチンの就学前の幼児への集団接種が始まったところでございます。教育現場においても、当初より集団感染による学級閉鎖等が相当数発生するであろうことは予想され、授業への影響も心配されたところでございます。そこで伺います。これまでの町内の各小中学校での学級閉鎖等はどうのような状況にございますか。これが1点目の質問です。

続きまして、2点目として、学校給食についてお尋ねいたします。地産地消ということがよく言われ、その意義が声高に叫ばれておりますが、そういった中で当境町においては、特に学校給食にどれくらいの割合で地元の農産物が使用されているのでしょうか。また、地元農産物の特徴や栄養価等についての児童生徒への理解を深めるのにどのような方法を講じているのでしょうか。

3項目めとして、利根川河川敷の利用について。野村町政の中で、水と緑のふれあいのまち境のまちづくりを象徴するように、富士山を遠望し、関宿城を背景に利根川が雄大に流れ、目の前には菜の花畑、まさに境町を象徴するようなこの風景は、一幅の絵を見るような美しさで、シャッターにおさめる写真愛好家も多く、町民にとっても心安らぐ場所であります。しかし、この菜の花の開花時期も春のほんのわずかな期間、数少ない観光資源の一助としてその後の時期に菜の花にかわる景観作物の植栽の導入を検討してはいかがでしょうか。

最後に、4項目めとして、いわゆる無保険の子について。報道関係者が光を当てたことにより一躍注目を集めることになったいわゆる無保険の子ですが、当町においても実在するのでしょうか。存在するとしたら、どのぐらいの世帯、人数がいるのでしょうか。

以上、4項目の質問に対して、誠意あるご回答をお願いいたします。

○議長(木村信一君) ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長(佐怒賀政守君) 飯田進議員の質問にお答えいたします。

初めに、インフルエンザ流行による学校授業への影響についてのご質問にお答えいたします。学級閉鎖、学校閉鎖等が続いている中、児童生徒への授業への影響はないかのご質問でございますが、本議会の町長の町政報告にもありましたとおり、町立幼稚園及び小中学校における新型インフルエンザ感染状況についてであります。茨城県教育委員会の感染拡大対策として同一集団内に2名を超えて感染者が出た場合は学級閉鎖とし、閉鎖期間を1週間程度とするの指針を踏まえ、境町で最初にふれあいの里幼稚園において3名の感染者が発生し、学級閉鎖が行われました。その後、境第一中学校の学校閉鎖や境第二中学校1学年の閉鎖等10月29日までに小中学校等において学校閉鎖1校、学年閉鎖1校、学級閉鎖9学級となりました。その感染拡大が懸念される中、これまでの基準を超えた感染者が連続して発

生した場合、学校の授業等に影響が出ることから、29日以降においては感染拡大抑制と授業時間の確保等教育的機能の維持を考慮し、学級の20%以上の感染者が発生した場合に閉鎖とする基準に改めて対策を実施しております。最初の幼稚園の発生から本日までの閉鎖等の発生状況は、学校閉鎖が1校、学年閉鎖が2校、学級閉鎖が31学級となっております。この答弁書をつくってから2学級ふえました。本日から境第二中学校の3年生の1クラスがまた閉鎖になりました。ですので、境一中と含めて33学級となっております。

このような状況の中、児童生徒の授業への影響についてのご質問であります。年間の標準の授業時数は35週で計画されており、通常42週前後となるため、ある程度の余裕はある状況であります。しかし、感染拡大が進行している状況によっては、授業時数が不足することが予想されることから、11月4日に臨時の校長会を開催し、各小中学校の実態に応じた対応をお願いしたところであります。通常6時間授業で実施しているところ、7時間授業を行ったり、5時間授業の日を6時間で実施するなど各小中学校でそれぞれ対応は異なっておりますが、授業時数の確保に努力しております。また、朝のドリルの時間、10分から15分を活用し、授業時間として確保している学校もございます。新型インフルエンザの感染拡大については、今後もさらに拡大されることも予想されますので、児童生徒に影響がないよう授業時数の確保に今後も努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 通常の週の中での授業の確保ということでお話しいただいたのですが、保護者の中には何か休日等への振りかえ時間の授業もないでしょうかという心配をしている保護者もおるところでございますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（木村信一君） 教育長。

○教育長（佐怒賀政守君） その授業の補てんで土曜日とか日曜日と、これは学校管理規則で土曜日、日曜日に授業をした場合は、これは振りかえをしなければならないのです。ですので、学校管理規則上、土曜日と日曜日の授業というのはやっても、月曜日にまた代休を与えたのでは同じになります。そこで土曜、日曜の補てんはできないのです。ただ、休業日です。例えば、冬休み休業日、24日に終業式がありますが、28日が御用じまいですので、その間とか、1月4日から、8日が始業式ですので、4日から7日までの授業をすることは可能なのですが、現在のところそこまでは至らなくて、6時間、7時間授業でしておりますので、冬休み等は実施の予定はしておりません。

ただ、余計なことかもしれませんが、冬休み、小学1年生から6年生までのワクチン注射を予定しています。それから、1月に入りまして4日から7日まで中学生1年生から3年生までのワクチン注射を現在のところ予定して医師会と協議をしているところですので、その期間に授業ということはちょっと難しいと、こんな感じを持っています。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 先ほど私が質問しようと思ったのですが、先に教育長に答えいただいた

のですけれども、閉鎖の基準は人数の割合を引き上げたということで、発生感染者数がふえている状況と感ずるわけなのですけれども、これから冬休みを迎え、さらに年度末ということで、これから本当に年明け後にさらに拡大するのか、あるいは終息の方向に向かうのか、本当に先行き不透明な時期でございますけれども、仮にこれから先拡大のおそれがあるとして考えた場合、そういった準備対策というか、そういうあれは考えていらっしゃるのでしょうか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（木村信一君） 教育長。

○教育長（佐怒賀政守君） 今、申し上げましたように、これから拡大したときにはという話がありましたが、先ほどお話ししましたように、ことしじゅうには小学1年生から6年生までがワクチン接種を受けるわけです。正月あけて8日前に、7日までに中学生がワクチンを受けられるということなので、ワクチンの効き目が2週間かそこから効くような情報もありますので、ワクチンを実施した後はさほど拡大感染というか、蔓延することは少なくなるのではないかというふうな今のところ考えているのですが、今、インフルエンザ接種希望者も全部人数も出ておりまして、これを医師会に報告して接種を受ける予定でございます。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 年度末に向けて、また受験を迎えている子供たちもいる大切な時期であります。まず第一に考えなければならないのは、子供たちの健康であることを、これをまず留意していただきまして、今後とも対応策をしっかりとやっていただければと思います。回答はよろしいです。

○議長（木村信一君） これで1項目めの質問を終わります。

続いて、質問の2項目に対する答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） 続いて、学校給食についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校給食に地元産農産物をどのくらい取り入れているのかとのご質問でございますが、前に茨城県保健体育課のアンケート調査に報告しておりますが、この様式が県内、国内、外国産使用比率となっており、さらに6月及び11月の第3週の5日間を合わせたもので、期間を限定したものでございます。平成20年度は県内産使用比率23%でした。平成21年度においては、12月上旬に報告をいたしました。結果は39%です。平成21年度の毎月の県内産使用比率及び境町産比率を申し上げますと、4月、県内産60%うち境町産21%、5月、49%うち境産が17%、6月、57%うち境産が16%、7月、60%うち境産7%、9月、24%うち境産が6%、10月、46%うち境産が10%となっております。さらに、境町産品ですが、大根、ニンジン、キュウリ、白菜、レタス、ピーマン、長ネギ、ジャガイモ、チンゲンサイ等でございます。これからも地産地消に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、第2点目の地元農産物の特徴や栄養価についての児童生徒へ理解を深めるためにどのような手段をとっているかとの質問でございますが、まず毎月の献立表に何日の何の野菜は境町産を使用しますと明記し、さらに学校の給食時校内放送や担任からも境町産を使用していることを伝え、理解を深めて

いただいております。また、2カ月に1度、栄養士による学校訪問をして、給食指導を実施し、栄養価や朝食欠食の影響、食材の効用や境町産野菜の使用状況を学年に応じて説明して、理解が深まるよう努めております。今後ともこれらの取り組みを継続していきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問あります。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 私が考えていた数字とちょっと低いような気がしたのですけれども、使用率というか。これ何か100%とは言わないのですけれども、もっと上昇できる要素はないのか。それができないとしたら、何らかの制約、私なりに考えたのですけれども、購入の単価の問題とか、安定して供給が受けられないとか、そういったことがあるのかなとも思ったのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（木村信一君） 教育長。

○教育長（佐怒賀政守君） 学校給食センターの所長が出席しておりますので、私より詳しく説明できるかと思ひまして、所長に答弁させます。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

給食センター所長、岩崎邦夫君。

○給食センター所長（岩崎邦夫君） 飯田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

地元産の食材比率を高めてはということなのですけれども、やはり入札等を行ひまして、地元産ですか、非常に割高な面がございまして、非常に今、入札時に使用量に応じて、使用量の少ないときを境町産を優先して使っているような状況でございます。なかなか財政等も、そちらのほうも考えながらやっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 割高というお話でしたけれども、むしろ市場を通さないで、地元農家から直接入るとかといった場合、単価的にどうなのでしょう。そういう安く入ることはできないのでしょうか。また、なかなか安定した供給が難しいということも、例えばグループを組んでもらって、生産者かなり多数地元にいるわけですから、そういった面でクリアすることはできないのでしょうか、ちょっとその辺ご答弁をお願いいたします。

○議長（木村信一君） 給食センター所長。

○給食センター所長（岩崎邦夫君） 議員さんおっしゃるとおり、そういう組織づくりをしていただいで、安定した供給をしていただければ、時間内の調理が可能となりますので、うちのほうからそういう安定した供給をしていただければどのような団体でも結構なのですけれども、ぜひそういう安定した団体をつくっていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） ありがとうございます。よく知育、徳育、体育という教育の3本柱、それを支える基礎的なものとしてとらえられているのが食育と私は定義しているのですが、現実に子供たちの食生活が乱れており、家庭でもなかなか食生活の改善がない。聞くところによると、食生活が子供の性格とか行動にまで深く影響するようなことがあるということで、これ学校給食にばかりそういった期待を持つのもどうかと思うのですが、これまでのご答弁いただいたように、子供たちに本当に地元の農産物に愛着を持ってもらって、食というものをもっと真剣に考えていく機会としてこれからもそういったことをご協力いただければと思います。これは感想でございます。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁はいいですか。

○2番（飯田 進君） いいです。

○議長（木村信一君） これで2項目めの質問を終わります。

続いて、質問の3項目に対する答弁を求めます。

産業建設部長、齊藤時雄君。

〔産業建設部長 齊藤時雄君登壇〕

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、私のほうから、利根川河川敷の利用についてのご質問にお答え申し上げます。

菜の花まつり後の河川敷を利用して、景観作物を導入してはどうかというご質問でございます。これにつきましては、菜の花にたどり着くまでにポピーの栽培ということもやったわけでございます。ただ、ポピーも河川敷の土壌の悪さから10センチぐらいの伸びということで、皆さん集まっていた楽しんでいただくことができなかったわけでございます。そして、今、第7回になりますけれども、今回菜の花まつりということで実施しているわけでございますが、第1回の菜の花につきましては、ここにいらっしゃる議員さんの中でもご存じかと思うのですが、最初種を間違えましてカラシナをまいてしまって、これについてはやはり酪農家から苦情が来たりいろんな方面から苦情が来たわけでございます。現在、菜種アブラナを実施しているわけでございますが、これについてもやはり河川敷の土壌等の肥料分等が足りないという形の中で、第6回については栽培はしましたけれども、菜の花まつりを中止している状況でございます。なぜかといいますと、これは夏場に増水して肥料分が全部持っていかれることが多いと。それと、河川敷については、除草剤が使えないということがありますので、なかなか栽培には適していないところでございますが、春先には今現在、菜の花フェスティバルとして大勢の皆さんに楽しんでいただいているところでございます。本年ももう種まきのほうは実施したところでございます。

また、ご質問の景観作物の導入につきましては、やはり先ほど申しましたように除草剤が使えず、やはり雑草に負けてしまうという状況がございます。あそこにあります、河川敷にございます周りを囲んでいた萩等についても、景観植物として植えてあるのですが、なかなかそれも育たないような状況になっているわけでございます。そして、ふるさとまつりがこの河川敷で行われますので、そこが打ち上げ場所となりまして、やはり景観作物を実施しても、それを踏みつけられたり、花火の邪魔になってしまうという状況があるわけです。今後、こういう条件をクリアした中で、何か議員さんにいい知

恵をかしていただきまして、町民の方々がいつでも楽しめるような景観作物を栽培できればと思うのですけれども、今後とも町としてもいろいろ研究した中で、やはり水辺事業の一環でございまして、そちらを大切にしながら計画してまいりたいと思いますので、ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 河川敷で育てる植物でいろいろ難しいということで、私一つの提案として、ソバの花はどうだろうかという話がある人から聞きまして、何かやせた土地でも育てやすいということで、ああいったところに適性しているのではないかという話も聞いたのですけれども、これも夏ソバ、秋ソバということで2度咲きするというので、ソバというと白い花を思い出すのですけれども、中にはピンクですか、赤いソバがあるそうで、何か高嶺ルビーとかという花らしいのですけれども、そういったのも可能かどうか、植栽に適しているかどうか、一つの案としてご提案申し上げますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（斉藤時雄君） お答え申し上げます。

先ほど飯田議員さんのほうからソバの栽培ということもありまして、実際白い花と、それとピンクの花、現在これらのソバの種類でございまして。しかしながら、菜の花まつりの栽培につきましても、これ今4Hクラブのほうに委託して、それで追肥をやっていただいたり、それからまた耕うんをかけていただくというような手順をとっております。ソバになると、やはりある程度専門的な方の協力がなくてはなかなかできないかと思っておりますし、その収益的なもののかかわりにもなってくるかと思っておりますので、やはりソバ等の栽培にはちょっと経費的なものを考えるとなかなか難しいのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 作業等に当たる労力の負担等を考えると、それも一つの問題だということで今伺いましたのですけれども、これは先ほど内海議員が観光事業のことで触れておりましたが、町民号の問題等を挙げておりましたが、私、私見として観光事業というのは、むしろ外に向けた事業が観光で、いわば人を集める、よそから人を集客する、それが観光事業。むしろ町民号というのは、内輪の交流の、懇親の場を設定する事業で、厳密に言うと観光事業とどうかなと思うのですけれども、そういったところはかなり予算をかけるのであれば、こういったむしろよそから人を呼び寄せられる可能性のある事業に多少でも予算をかけて行ってはいかがでしょうか。ちょっとそんなことを思ったものですから、その点お答えいただけますか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（斉藤時雄君） お答えを申し上げます。

今、観光にかけるということで、先ほど高瀬舟の廃止等のお話もございましたが、そういうものにつ

きまして、やはり町独自の高瀬舟ということで今現在運航しているわけでございます。ただ、乗員が少ないから廃止するという形にもなりませんし、これは国の補助事業で行っているものでございますから、30年ぐらいの経過をたどらないと廃止は困るという国土交通省からの連絡も来ております。

この菜の花につきましても、やはり4Hクラブということで、ボランティアの方をお願いしていますので、経費的には本当に必要経費だけでお願いしているところでございます。やはり菜の花でも利根川を渡ってくる人が、祭りをやっていると寄っていただけますので、そのほかに時期的な花の作物というのがあるかと思うのですけれども、夏場を過ぎますと、これやはり水をかぶるという形の中で、1回つくったものも全然見ることも、楽しむこともできないままに終わってしまうというものでございますので、集めるのにはやはりいろいろな方策があるかと思っておりますけれども、その中で今後とも検討は必要かとは思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 4Hクラブ等のボランティアということなのですけれども、ソバの場合、実がなるわけなのですけれども、そういった実を処理するというので、そういうことでボランティア的に作物の回収というか、そういうことを協力する人も出てくるかと思うのですが、その辺も考えていただきたいと思っております。

河川敷の景観植物という、この辺では下妻の小貝川河川敷のコスモスを思い出すのですけれども、あれも当初どのようなあれで始まったかわからないのですけれども、盛大に見物客が来るような大きな施設になっておりますけれども、あれほど大きなものを一遍にというわけにいかないでしょうけれども、それに近づけるようなものをやっていただければいいのではないかと思います。これも回答はよろしいです。

○議長（木村信一君） これで3項目の質問を終わります。

続いて、質問の4項目に対する答弁を求めます。

保険課長、坂井正巳君。

〔保険課長 坂井正巳君登壇〕

○保険課長（坂井正巳君） それでは、続きまして無保険の子についてのご質問にお答えをいたします。

当町における無保険の子の实在状況並びに今後の対策についてのご質問でございますが、まず当町の国民健康保険加入状況につきましては、約4,700世帯、1万人の加入となっております。なお、町全体が7,800世帯、1万5,700人ということでございますので、約60%の人たちが国民健康保険の加入をしております。そのようなことから、この国民健康保険の保険証の交付につきましては、年度更新をしているため、毎年4月1日前、要するに3月じゅうに交付をしております。

議員ご指摘は、中学生以下の子供がいる世帯で保険証の交付がない世帯に対しての取り扱いと思われませんが、当町においての滞納世帯に対しては、納税相談の機会をできるだけ多く得るため、短期保険証、1カ月から4カ月単位での交付を実施しており、無保険の原因となる資格証明書の発行は現在交付しておりません。なお、短期保険証の該当世帯数につきましては、現在545世帯、1,207人となっております。その中に中学生以下の子供がいる世帯は120世帯、207人でございます。その中学生以下の子供がいる世帯の保険証の無交付はございませんが、今後においても子供がいる世帯に対しましては十分考慮してまい

りたいと考えております。また、滞納世帯に対しましては、納税相談の中で国民健康保険の重要性を理解していただくよう指導していきたいと思っておりますので、議員各位におかれましてはご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 私も、最初、この無保険の子供とはいかんぞやと思って調べたのですが、お話を聞いていると、国民健康保険には加入していて、長期滞納ということで、滞納はしているけれども、被保険者としての資格は失っていない。そういった中で、この資格証明書ですか、これを受けて受診した場合には、全額医療費負担ということで、それで保険の負担がないということで無保険というふうに考えてよろしいのですか。その辺が私理解がちょっと不足しているものですから、その辺もうちょっと説明いただければと思います。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

保険課長。

○保険課長（坂井正巳君） それでは、再質問にお答えをいたします。

境町というか、日本人であれば保険につきましては皆保険でございます。例えば、社会保険等に入っていて、それを脱退すれば、おのずともうほかで受け入れがない場合は国民健康保険の対応となります。先ほど資格証明書のお話が出たのですが、例えば境町におきましては、先ほど申し上げたとおり、短期保険証で対応しておりますので、実際に資格証明書を出したことは、平成15年前には若干あったようなのです。一応悪質な滞納者ということです。そのようなことで対応しております。資格証明書を例えば発行した場合、どのような形になるかといいますと、国保の対象者ということで、その方が医療機関に行った場合につきましては100%支払います。例えばですが、1万円医療費かかったとします。そうしますと、個人負担はもちろん保険証持っていけば3,000円で済みます。当然1万円払ってきますので、それがレセプトそのものがシステムの中で国保連合会に流れまして、そのレセプトが当然2カ月後には境町に戻ってきます。その境町に戻ってきた時点で、その7割分を本人の人、資格証明書を出した方にお支払いするということとなります。そのとき当然納税相談は行うような状況になると思っておりますので、そういうことです。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 今、お話にあったとおり、健康保険は国民健康保険と企業で入る社会保険、大きく分けて2通りあると思うのですが、仮にこういった不景気中の企業保険に、社会保険ですか、それに加入している方が失業した場合、失職した場合、その後国民健康保険に切りかえるのが普通だと思うのですが、それをやっていない場合、やっていない世帯というものも存在するのではないかと思います。実際身近でそういう話を聞いたものですから、特に若い人たちが病気をしないから、使うときがないからいいよと言って入っていないかという事例もあるのですが、そういったところに目が届きにくいとは思いますが、その辺の実態調査というか、それは可能なの

でしょうか。

○議長（木村信一君） 保険課長。

○保険課長（坂井正巳君） それでは、お答えいたします。

もちろん社会保険をというか、会社を脱退すれば社会保険も脱退するというので、そこで指導がなければ当然無保険になってしまいます。その状況把握はなかなかできません。個人の申請でございます。実際にはそういう方がおります。おった場合はもちろん指導はするのですが、どうしても先ほど言ったとおり、若い人で医療機関にかからないと、何かそのままいってしまうような感じはしますけれども、把握そのものがなかなか難しいということで、何か広報等で後でそういったシステムは周知したりするのがいいかなと思いますので、今後よく検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し質問ありますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） やはり難しいと思うのですが、そういったところを目を届かせるのもやっぱり行政のサービスということで、後でそういう状態を指導されていなかった。そういうことであればしかるべき手続をとったということが言われないようにするのもまた行政側のサービスだと思います。その辺しっかりやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（木村信一君） これで飯田進君の一般質問を終わります。